伊達市伊達	北海道伊達市のうち伊達市大滝を除く区域
伊達市大滝	北海道伊達市のうち大滝区
日高町日高	北海道沙流郡日高町のうち日高総合支所管内
日高町門別	北海道沙流郡日高町のうち日高町日高の区域を除く区域
八雲町八雲	北海道二海郡八雲町のうち八雲町熊石の区域を除く区域
八雲町熊石	北海道二海郡八雲町のうち熊石相沼町、熊石鮎川町、熊石泉岱町、熊石雲石町、熊石大谷町、熊石折戸町、熊石黒岩町、熊石見日町、熊石関内町、熊石平町、熊石畳岩町、熊石館平町、熊石泊川町、熊石鳴神町、熊石西浜町及び熊石根崎町
仙台市東部	宮城県仙台市のうち仙台市西部の区域を除く区域
仙台市西部	宮城県仙台市のうち泉区、青葉区宮城総合支所及び太白区秋保総合支所管内
大和町東部	宮城県黒川郡大和町のうち大和町西部の区域を除く区域
大和町西部	宮城県黒川郡大和町のうち小野、学苑、宮床、もみじケ丘、吉岡、吉岡東、吉岡南及び吉田
大崎市東部	宮城県大崎市のうち大崎市西部の区域を除く区域
大崎市西部	宮城県大崎市のうち岩出山総合支所及び鳴子総合支所管内
栗原市東部	宮城県栗原市のうち栗原市西部の区域を除く区域
栗原市西部	宮城県栗原市のうち一迫、鶯沢、栗駒及び花山
郡山市	福島県郡山市のうち郡山市湖南を除く区域
郡山市湖南	福島県郡山市のうち湖南町
天栄村	福島県岩瀬郡天栄村のうち天栄村湯本の区域を除く区域
天栄村湯本	福島県岩瀬郡天栄村のうち大字田良尾、大字羽鳥及び大字湯本
松本	長野県松本市のうち乗鞍上高地の区域を除く区域
乗鞍上高地	長野県松本市のうち安曇及び奈川
塩尻	長野県塩尻市のうち楢川の区域を除く区域
楢川	長野県塩尻市のうち奈良井、木曽平沢及び贄川
静岡市南部	静岡県静岡市のうち静岡市北部の区域を除く区域
静岡市北部	静岡県静岡市のうち葵区（相淵、相俣、赤沢、井川、岩崎、有東木、梅ヶ島、大沢、大間、奥池ヶ谷、奥仙俣、落合、鍵穴、柿島、上落合、上坂本、桂山、崩野、口坂本、口仙俣、黒俣、小河内、腰越、小島、坂ノ上、坂本、杉尾、内匠、田代、寺島、渡、栃沢、長熊、中沢、長妻田、中平、楢尾、入島、日向、平野、昼居渡、森腰、諸子沢、八草、湯ノ島、油野、横沢、横山及び蕨野に限る。）
浜松市北部	静岡県浜松市のうち天竜区

浜松市南部	静岡県浜松市のうち浜松市北部を除く区域
豊田市西部	愛知県豊田市のうち豊田市東部の区域を除く区域
豊田市東部	愛知県豊田市のうち旭支所、足助支所、稲武支所及び下山支所管内
大津市南部	滋賀県大津市のうち大津市北部の区域を除く区域
大津市北部	滋賀県大津市のうち伊香立支所、小野支所、葛川支所、木戸支所、小松支所及び和邇支所管内
五條市北部	奈良県五條市のうち五條市南部の区域を除く区域
五條市南部	奈良県五條市のうち大塔町
鳥取市北部	鳥取県鳥取市のうち鳥取市南部の区域を除く区域
鳥取市南部	鳥取県鳥取市のうち河原町、用瀬町及び佐治町
美馬市脇・美馬・穴吹	徳島県美馬市のうち美馬市木屋平の区域を除く区域
美馬市木屋平	徳島県美馬市のうち木屋平
つるぎ町半田・貞光	徳島県美馬郡つるぎ町のうちつるぎ町一宇の区域を除く区域
つるぎ町一宇	徳島県美馬郡つるぎ町のうち一宇
西海市（江島・平島を除く）	長崎県西海市のうち西海市（江島・平島）の区域を除く区域
西海市（江島・平島）	長崎県西海市のうち江島及び平島
佐世保市（宇久地域を除く）	長崎県佐世保市のうち佐世保市（宇久地域）の区域を除く区域
佐世保市（宇久地域）	長崎県佐世保市のうち宇久町
上対馬	長崎県対馬市のうち峰町、上県町及び上対馬町
下対馬	長崎県対馬市のうち上対馬の区域を除く区域
薩摩川内市	鹿児島県薩摩川内市のうち薩摩川内市甑島の区域を除く区域
薩摩川内市甑島	鹿児島県薩摩川内市のうち鹿島町、上甑町、里町及び下甑町

附　則

1　この告示は、平成二十二年五月二十七日（次項において「施行日」という。）から施行する。

2　この告示による改正後の気象庁予報警報規程の規定は、施行日の十三時以降に行う予報及び警報について適用し、同日十三時前に行う予報及び警報については、なお従前の例による。